

平成29年8月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成29年8月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年8月3日(木) 午後4時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第25号 平成30年度使用教科用図書採択について
 - 5 報告第9号 市川市長の権限に属する事務の委任に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第25号 平成30年度使用教科用図書採択について
 - 2 報告第9号 市川市長の権限に属する事務の委任に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	平田 信江
委員	大高 究
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
生涯学習部長	佐野 滋人
生涯学習部次長	伊藤 幸仁
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育総務課長	板垣 道佳
教育政策課長	根本 泰雄
教育施設課長	湯本 明男
青少年育成課長	野村 良二

社会教育課長	関上	亨
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	石塚	浩
指導課長	吉野	和雅
就学支援課長	六郷	真紀子
保健体育課長	佐藤	伸雄
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	高井	伸明
指導課主幹	五十嵐	祐子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	鈴木	庸代
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成29年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第25号「平成30年度使用教科用図書の採択について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。また、報告第9号「市川市長の権限に属する事務の委任に関する臨時代理の報告について」ですが、同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、大高委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入ります。議案第25号「平成30年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

○教育長

これより、議案第25号に入りますが、会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人、指定職員以外退席】

○教育総務課長

それでは、五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。それでは、議案第25号「平成30年度使用教科用図書の採択について」の提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第25号「平成30年度使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。公立学校の教科用図書の採択権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会でございますことから、平成30年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支援学校の小・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。本年は、平成30年度より新設されます、小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択がございます。教科用図書の採択につきましては、市川市・浦安市の二市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が、6月2日、7月19日の2回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員会委員、黒木校長会連絡協議会会長、高梨特別支援教育研究連盟副理事長、立原PTA連絡協議会会長と、私、指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、

- 1 平成30年度に小学校で使用する教科用図書のうち、新設されました「特別の教科 道徳」の教科用図書を選定すること。
- 2 平成30年度に小学校で使用する「道徳」以外の教科の教科用図書については、本年度と同一の教科用図書を選定すること。
- 3 平成30年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科用図書を選定すること。
- 4 特別支援教育につきましては、使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版教科書、及び拡大教科書を選定すること、の4点でございます。はじめに、平成30年度より新設されます、小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書についてでございます。「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、主に年間35時間、週1時間の道徳の授業の中で使用するものでございます。新学習指導要領で示される「特別の教科 道徳」では、子どもたちが主体的に道徳的価値について学び、考え、議論する道徳を目指すものとされており、また、扱う内容につきましては、文部科学省が低学年、中学年、高学年ごとにその道徳的価値を示しており、それに沿っていることが求められております。今回は全部で8社の教科用図書が対象となっております。その中から、市川市、浦安市の子どもたちにとって、適切な教科用図書を選定するため、

研究調査員の報告をもとに、採択委員による議論を経て選定いたしました。選定の進め方といたしましては、3つの視点で進めさせていただきました。1点目は、別冊ノートを使用していないことです。8社の教科用図書のうち、別冊ノートが付いているものが3社ありました。この別冊ノートは、授業の進め方が分かりやすいという点もありますが、その発問に沿って記入していくことで、道徳的価値についての考えが誘導されてしまう可能性があること。記述する量が多く、子どもたちにとって負担になると思われること。2冊あることでの扱いにくさ、などの課題があることから、別冊ノートが付いている教科用図書は除外することといたしました。2点目は、子どもたちの主体的な学びを保障するという点で、主題の表記の仕方についてです。道徳的価値を最初に示していたり、細かく設問が設けられたりしているものは、子どもたちの考える方向性を左右してしまう可能性があると考えました。また、扱う教材に偏りがなく、バランス良く配列されていることで、一年を通して学習するのに適しているものを選びました。3点目といたしましては、子どもたちにとっての扱いやすさです。教科用図書そのものの大きさや重さ、特に低学年の子どもたちにとっての扱いやすさ、文字の大きさやルビのふり方、行間等の見やすさなどから考えました。選定の結果といたしましては、資料（表1）のとおり「東京書籍」を選定しました。東京書籍の教科用図書は、これらの3つの観点から、子どもたちの自由な考えを引き出すことができ、読みやすく扱いやすいという点で、最も適していると考え、選定いたしました。続きまして、平成30年度に小学校で使用する「道徳」以外の教科用図書につきましては、本年度と同一のものを選定することとなっておりますので、資料（表2）のとおり選定いたしました。次に、平成30年度に中学校で使用する教科用図書につきましても、本年度と同一のものを選定することとなっておりますので、資料（表3）のとおり選定いたしました。最後に、平成30年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、資料（表4）をご覧ください。平成30年度使用の一般図書につきましては、新規で選定の対象となりました5冊を中心に、協議いたしました。5冊のどれもが、子どもたちの視点に立って見やすく、使いやすい本であり、子どもの発達段階に応じて活用できるものでございました。このことから、平成30年度に特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科書・文部科学省著作教科書・学校教育法附則第9条の規定による一般図書、新規5冊を含む129冊・点字版教科書・拡大教科書のすべてを、一括して選定いたしました。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問はござ

いますでしょうか。はい、平田委員お願いいたします。

○平田信江委員

別冊ノートについては、子どもたちの自由な発想を大切にすることから、使用しないとの説明でしたが、若い先生方にとっては、ある程度の授業の方向性が示されていたほうが、指導がしやすいのではないのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○指導課長

はい、指導課長でございます。別冊ノートの使用につきましては、これまで3回の勉強会の中で、一番初めに話題となったことでございます。確かに若い先生にとっては授業の進め方が分かりやすいだろうということはありませんが、指導書もございますので、進め方等は、指導書を見れば対応できるだろうと判断をいたしました。その一方、別冊ノートの設問を見たときに、教師が求める方向に答えを書くこととなり、子どもたちが自由に考え、発想を膨らませることが難しいのではないかとということが議論となりました。また書く量も発達段階において厳しいのではないかとこの意見も多くいただいたところでございます。以上でございます。

○平田信江委員

ありがとうございました。

○五十嵐委員

その他、ございますでしょうか。選定の時にわりと議論を呼んだことなので、併せて説明していただけますでしょうか。

○指導課長

指導課長でございます。子どもたちに相応しい教科用図書は何かといった際の一番の視点は、先程申し上げましたとおり、子どもたちが自由に考え、発想を大きく膨らませることができるかということでした。そのために、一番注目したことは、教材の中に表れている主題がどのように表記されているかということでした。主題の部分に学ぶべき道徳的価値が丁寧に書かれすぎてしまうと、教師が期待する答えを出そうとする建前だけの授業になってしまうことが、一番危惧されたことでした。今回、選定いたしました東京書籍につきましては、主題の表記の点、また、教材の配列、写真、挿絵の工夫、扱いやすさなどを総合的に勘案した時に、バランスの良い、市川の子どもたちに最も適している教科用図書であると判断いたしました。以上でございます。

○五十嵐委員

他にはよろしいでしょうか。教育委員会委員がレクチャーを受けた時は、8社で4年生の題材でした。8社とも同じ題材を見て、見た目には違いましたが、どこが良いとかそういうことは、それだけでは分かりませんでした。読み物として素晴らしい会社もありましたが、道徳となりますと、道徳的価値の問題であると思います。

○指導課長

指導課長でございます。今のお話のとおり、読み物を重視し、情感豊かに考えさせる教科用図書もございました。今回、選定いたしました教科用図書は、問題解決的な道徳を意識していると判断しました。日常生活から起きることを想定して、自分自身を振り返ったり、生活に即した問題を解決したりすることが期待される教科用図書であると言えます。

○平田信江委員

そうすると、いじめの問題とか、子どもたちにとって身近な内容も充分入っているのでしょうか。

○指導課長

指導課長でございます。道徳の教科化は、そもそも大津いじめ自殺事件が起因していることは周知のことと思います。このことを受けての今回の改訂となりますので、各社において、いじめについてはしっかり明記されております。今回、選定いたしました東京書籍については、「いじめのないせかいへ」というまとまりの中で、学年ごとに「協力」「友情」などの道徳的価値を絡めながら学習するように構成されていることも大きな特徴となっております。

○平田信江委員

子どもたちの自由な発想を重要視するということはすごく大事ですね。

○五十嵐委員

押し付けないというところは大事ですね。

○平田信江委員

ある程度先生の求める答えがあるということは、国語科に近くなってしまうのでしょうか。

○五十嵐委員

そうですね、読み物というか。

○教育長

価値観等が道徳の主ですので、その価値観等がなくて、主人公の思いとかが国語科ではもちろん題材としてはあるのでしょうかけれども。その中で、価値観等を子どもたちと話し合いながらというところが、国語の教科用図書とは違います。

○平田信江委員

感じ方はそれぞれでいいということですね。

○教育長

そうですね。

○五十嵐委員

ゆっくり読んで、1年生から6年生までの教科用図書を。あと、この教科用図書は何年使用するのでしょうか。

○指導課長

次の採択までの2年間となります。

○五十嵐委員

小学校の教科用図書とサイクルが一緒になるということですね。

○指導課主幹

新学習指導要領が32年から実施になりますので、小学校の場合は、30年度と31年度に2年続けて採択が行われることとなっております。その31年度の採択の時に、道徳についても一緒にまた検討することになっております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。長い間色々ありがとうございました。また今後の対応もよろしく願いいたします。それでは、指導課からの申し出がございましたので、非公開議案を回収いたします。次に「報告」に入ります。報告第9号「市川市長の権限に属する事務の委任に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。

○教育長

これより、報告第9号に入りますが、会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、生涯学習部部長・次長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

○教育長

それでは、これをもちまして平成29年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時30分閉会)